規則

則 をここに公布する。 埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管 理規則 \mathcal{O} 部を改正 立する規

令和五年九月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十八号

る規則 埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則 \mathcal{O} 部を改正す

(埼玉県教育局等文書管理規則の一部改正)

第 一条 埼玉県教育局 等文書管理規 則 (平成十三年埼玉県教育委員会規則第十号)

の一部を次のように改正する。

次 に次のように加える。 別表第二種文書等 (保存期間が 十年の文書等) \mathcal{O} 項中十二を十三とし、 + 一 の

12 埼玉県財務規則第 235 条の規定によ 5 10 年間保存する & 9 \cap

管理者が定めるもの

(埼玉県立学校文書管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立学校文書管理規則 (平成十三年埼 玉 県 教育委員会規則第十

の一部を次のように改正する。

 \mathcal{O} ように加える。 別表第二種文書等 (保存期間 が +年の 文書等) \mathcal{O} 項 中 九を十とし、 八 の 次に次

9 埼玉県財務規則第 235 条の規定に 9~ 5 10 年間保存する Œ. 0 \sim 4

管理者が定めるもの

附則

」の規則は、令和五年十月一日から施行する。